

MC 領収証書 (公)

口座番号	加入者名
00170-0-960567	東京都町田市会計管理者
令和 年度	事業所税 一般会計
税目 21	
住所(所在地)・氏名(名称) 第 号	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
様	
申告区	定期申告・修正・更正・決定
分課税期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
税額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
延滞金	
過少申告加算金	
重加算金	
合計	
納付期限	令和 年 月 日
上記の金額を領収しました。 ※ 納付場所は裏面をご覧ください。	領収日付印

町田市 (納付者保管)

MC 納付書 (公)

口座番号	加入者名
00170-0-960567	東京都町田市会計管理者
令和 年度	事業所税 一般会計
税目 21	
住所(所在地)・氏名(名称) 第 号	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
様	
申告区	定期申告・修正・更正・決定
分課税期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
税額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
延滞金	
過少申告加算金	
重加算金	
合計	
納付期限	令和 年 月 日
主管課 町田市役所納税課 ☎ 042-724-2121	領収日付印
日 口数 計 金額	円
上記のとおり納付します。	

町田市 (金融機関・受入郵便局保管)

MC 領収済通知書 (公) 567

口座番号	加入者名
00170-0-960567	東京都町田市会計管理者
令和 年度	事業所税 一般会計
税目 21	
住所(所在地)・氏名(名称) 第 号	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
様	
申告区	定期申告・修正・更正・決定
分課税期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
税額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
延滞金	
過少申告加算金	
重加算金	
合計	
納付期限	令和 年 月 日
主管課 町田市役所納税課 ☎ 042-724-2121	領収日付印
取りまとめ店 〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター	
上記のとおり通知します。 町田市会計管理者 様	

町田市役所保管

納付についてのご注意

納期限

「事業に係る事業所税」は、法人にあっては事業年度終了の日から2か月を経過する日、個人にあっては翌年3月15日を記入してください。なお、その日が土・日曜・祝日等の場合はその翌日が納期限となります。

延滞金の計算

納付する税額2,000円以上(1,000円未満の端数切捨て)について法定納期限の翌日から、別表の区分による日までの期間については年7.3%の割合、その翌日からは年14.6%の割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

別表

区 分	年7.3%の割合の期間
1. 法定納期限内の申告	法定納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
2. 法定納期限後の申告	申告書を提出した日までの期間及びその日の翌日から1か月を経過する日までの期間
3. 修正申告	修正申告書を提出した日までの期間及びその日の翌日から1か月を経過する日までの期間
4. 徴収猶予	猶予した期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間

納付場所

- 1) 町田市公金収納取扱店
全国の下記金融機関の本店・支店又は出張所で取り扱います。
みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行
りそな銀行 きらぼし銀行 横浜銀行
山梨中央銀行 三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行
三井住友信託銀行 東日本銀行 横浜信用金庫
川崎信用金庫 芝信用金庫 西武信用金庫
城南信用金庫 多摩信用金庫 大東京信用組合
ハナ信用組合 中央労働金庫
東京都信用農業協同組合連合会及び東京都の各農業協同組合
町田市農業協同組合
※合併等による名称変更後も取り扱いができます。
- 2) ゆうちょ銀行・郵便局
次のゆうちょ銀行・郵便局で納付期限内に限り取扱います。
東京都・関東各県(神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬)・
山梨県に所在するゆうちょ銀行・郵便局
- 3) 町田市役所
忠生・鶴川・南・なるせ駅前・堺・小山の各市民センター
- 4) 町田市指定金融機関 町田市役所内派出所